

求人者・求職者の皆様へ（取扱職種の範囲等の明示書）

事業所名：横浜信用金庫

許可番号：14-ユ-301980

- 取扱職種の範囲等 取扱職種の範囲：全職種 地域：国内
- 手数料に関する事項 ※下記手数料には、消費税が含まれておりません。別途加算になります。

※求職の皆様からは手数料を徴収いたしません。

サービスの種類	手数料の額
求人を受け付ける時の事務費用	0円 手数料負担者は、求人者とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス【職業紹介サービス】	成功報酬 【期間の定めのない雇用契約の紹介の場所】当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書に記載されている額）の40%以内とする。 【期間の定めのある雇用契約の紹介の場所】当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書に記載されている額）の40%以内とする。 手数料負担者は求人者とします。

- 苦情の処理に関する事項
- 求人者・求職者からの苦情については、誠意をもって対応いたします。
- 苦情申出先：職業紹介責任者 小山 秀樹 電話番号：045-680-6903
- 求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項
- 当該事業所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は、「個人情報適正管理規定」に基づき、適正に取り扱います。当該事業所の「個人情報適正管理規定」は以下の通りです。
- 第1条

個人情報を取扱う事業所内の職員の範囲は、営業統括部の職員とする。個人情報取扱責任者は、職業紹介責任者 小山 秀樹 とする。
- 第2条

職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う1に記載する事業所内の職員に対し、個人情報の取扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。また、職業紹介責任者は少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習を受講し、個人情報の保護に関する事項等の知識・情報を得るよう務めることとする。
- 第3条

取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅延なく行うものとする。更にこれに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があった場合は、当該請求の内容が客観的事実に合致するときは、遅延なく訂正を行うこととする。また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。
- 第4条

求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理担当者は、職業紹介責任者 小山 秀樹 とする。
- 返戻金制度に関する事項
- 採用決定者が就業開始後（入社日を起算日とする）、自己都合による退職もしくは、採用決定者の責による解雇（退職日もしくは解雇日を算定日とする）となった場合（以下「退社等」という）、当金庫は申込者の求めにより、報酬の一部を下記各号のとおり返還するものとします。
- ただし、退社等が申込者の責に帰すべき事由に起因する場合にはこの限りではありません。

- 1か月以内 ： 報酬の80%
- 1か月超3か月以内 ： 報酬の50%